

個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について

平成 25 年 11 月 14 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

目 次

1	個人情報を取り扱う事業者の登録制度について	1
(1)	現行個人情報取扱業務登録制度について	
(2)	「安心担保型事業者登録制度案」について	
(3)	登録制度について	
(4)	事業者に対する今後の取組み	
2	神奈川県における事業者支援のあり方について	4
(1)	事業者支援の基本的な考え方	
(2)	情報提供・相談について	
(3)	研修について	
3	県民、事業者を対象とした総合的な施策について	5
(1)	県民への情報提供・普及啓発	
(2)	苦情相談、苦情の処理のあっせん	
(3)	不適正な事業者に対する指導監督	
(4)	総合的な取組みの推進	

<資 料>

資料 1	個人情報取扱業務登録制度の現状	7
資料 2	諮問書（個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について）	8
資料 3	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿（第2期）	9
資料 4	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会開催経過	10

【凡 例】

- 「条例」・・・神奈川県個人情報保護条例
- 「個人情報保護法」・・・個人情報の保護に関する法律
- 「基本方針」・・・個人情報の保護に関する基本方針
- 「個人情報取扱業務登録制度」・・・個人情報を取り扱う事業者の登録制度

1 個人情報を取り扱う事業者の登録制度について

(1) 現行個人情報取扱業務登録制度について

① 現行登録制度の当初の役割は終了

現行の個人情報取扱業務登録制度は、事業者が行う個人情報の取扱いの概要を県に登録し、県民に明らかにすることによって、事業者の個人情報の適切な扱いを促すことを目的として、平成2年の条例施行と同時に創設された制度である。登録制度により、県民が事業者の自主的な努力を評価する機会を得ることとなり、県民と事業者の間において、事業者の「個人情報の取扱い」に関する社会的なルール化が図られることが期待されていた。

その後、平成17年には個人情報保護法が全面施行され、5,000人分を超える個人情報をデータベース化して事業活動に利用している事業者には義務が課されることとなった。

また、これを受けて各省庁が所管する事業分野ごとに個人情報の適正な取扱いの具体的内容について示したガイドラインの整備改善なども行われた。

これらのことから、事業者における個人情報の取扱いの社会的なルール化は既に一定程度達成されたため、これを目的として導入された個人情報取扱業務登録制度についても、その当初の目的を達成したと考えられる。

② 現行登録制度の維持による誤解発生のおそれ

現行の本県の個人情報取扱業務登録制度は、形式的な書面審査を行うのみで現地実態調査もなく、著しく不適正な個人情報の取扱いが認められない限り登録しており、更新制も採っていない。

一方、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム要求事項」¹に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度である。この制度の有効期間は2年間、現地実態調査による審査を伴う第三者認証制度である。また、平成17年の個人情報保護法の全面施行をきっかけとして、プライバシーマーク付与事業者数は大幅に増加している。

このような中、現行の個人情報取扱業務登録制度については、同制度が、プライバシーマーク制度と同様の更新審査制の第三者認証制度であるとの誤解を県民に与えるおそれがあることは否めないため、今後、このまま維持すべきではないと考えられる。

①及び②より、現行の個人情報取扱業務登録制度は、個人情報保護法の施行等、制度を取り巻く状況の変化を鑑みると、既にその役割を終えたものと評価することができる。

¹事業者が業務上取り扱う個人情報を安全で適切に管理するための標準として制定された日本工業規格。経済産業省が制定した「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報保護に関するガイドライン」をベースに、あらゆる産業分野に適用する国内基準として平成11年に制定された後、平成17年の個人情報保護法の全面施行を受け、平成18年に改正された。

(2) 「安心担保型事業者登録制度案」について

当審議会では、現行の個人情報取扱業務登録制度に代わる新たな登録制度として、平成25年3月21日付け中間報告においては「安心担保型事業者登録制度案」の検討の必要性を提示した。本制度案は、個人情報保護担当者（仮称）を指定した事業者が県と協定を結び、県が協定締結事業者の個人情報の取扱い状況を登録・公表するとともに、協定に基づく調査・報告を求めることによって、県民による自己情報コントロール権を担保することを目的とするものであったが、以下の理由により、新たな制度として導入することは困難であると考えられる。

・ 事業者ニーズに関するアンケート結果

現行登録制度の登録事業者及び県内事業者団体の協力の下、事業者意見のアンケートを行った。その結果、専任の個人情報保護担当者（仮称）を設置することを要求する本制度案は、事業者にとってメリットよりも人的負担及び金銭的負担が大きいと受け止められていることが、回答結果から読み取れる。

また、事業者は、行政に対して個人情報のトラブルや事故防止に関するアドバイス・情報提供や研修の実施を求めるニーズが高いことが明らかになっている。

・ 制度の要求水準に関する課題

個人情報保護法の義務規定が適用されるのは、5,000人分を超える個人情報をデータベース化して事業活動に利用している事業者だが、県の施策は、それ以外の事業者も含めた全事業者が対象である。県の役割として、個人情報保護法の義務規定が適用されない事業者も可能な限り対象として、個人情報の適正な取扱いに向けた意識や技能の底上げを図ることが望まれる。

しかし、本制度案では上記アンケート結果から読み取れるように、個人情報保護担当者（仮称）の設置など協定締結のハードルが高く、実際に事業者の利用が進まないことが懸念される。

・ プライバシーマーク制度との棲み分けに関する課題

プライバシーマーク制度と現行の個人情報取扱業務登録制度とが、県民に混同されるおそれがあることが現行登録制度見直しの理由のひとつであったことから、新たな取組みを行う場合は、プライバシーマーク等類似の制度との機能分担が必須であると考えられる。

また、官民の役割分担の観点からは、民間で実施可能なものは民間の競争の中に委ね、行政はそれを支援・活性化するような施策を行うべきである。

安心担保型事業者登録制度案は、現地調査による審査を想定しているが、審査項目を多くすればするほど、プライバシーマークと類似の制度となる。また、審査項目を少なくすればするほど、現行登録制度と類似してしまう結果となり、新たな制度としての存在意義が損なわれてしまうこととなる。

結局、プライバシーマーク制度との棲み分けは困難である。

・ 協定の締結及び定期的な更新等に関する課題

安心担保型事業者登録制度案においては、個々の事業者と県とが協定を締結することにより、個人情報保護担当者の職務遂行確保や県への報告などについて実効性を確保することを想定していた。

しかしながら、県内には約15万から20万の事業者がいると推定されていることから、県が個々の事業者を現地調査して協定を結び、期限を定めて更新を行うこのような制度については、事務処理の観点から大きなコストを要するなどの課題がある。

(3) 登録制度について

① 「登録」の法的効果

「登録」とは、法令用語としての一般的な意味としては、一定の法律事実又は法律関係を行政官庁に備える公簿に記載することであり、許認可としての性質が強いものである。たとえば、「登録」した者に対してのみ業務独占や名称独占を認めるといったように、本来、「登録」とは、登録した事業者に対する規制若しくは監督等に相応しい手法とすることができる。また、広い意味での許認可制の中に第三者認証も位置づけられることから、「登録」には広義の第三者認証も含まれる。

② 現行制度における「登録」の意味と課題

一方、現行の個人情報取扱業務登録制度は、1（1）でも記載したとおり、事業者による自主的な個人情報保護の取組みを、県として支援していく施策の一つとして創設されたものである。したがって、上記①のような法律効果を伴わない純粋な公証行為である。

しかしながら、現行制度における「登録」には次のような課題がある。

- ・ 県が事業者を「登録」すると、一般的に、県民に対して、①の法的効果があるかのような誤解を与える。県が「登録」に基づく事業者の管理監督を行うわけではないにも関わらず「登録」制度を採ることには無理があること。
- ・ 「登録」を広義の第三者認証と考えた場合、民間の主体がプライバシーマーク等を第三者認証として実施しており、公と民の役割分担の観点からは、県が行うべき積極的な理由を見出すことができないこと。
- ・ 現行の個人情報取扱業務登録制度については、(1)で述べたとおり、既に役割を終えているものとするが、「登録」という手法は他都道府県にも普及しておらず、費用対効果の面でも疑問があること。
- ・ 県内には約15万から20万の事業者が存在すると推定されており、たとえば、個人情報の取扱件数が5,000人分以下であって個人情報保護法の義務規定が適用されない事業者を全て「登録」して把握するということが可能であれば、制度としての意味があるのかもしれないが、実際には非現実的であると考えられること。

(4) 事業者に対する今後の取組み

平成17年に全面施行された個人情報保護法及び同法を受け策定された基本方針が、地方公共団体に対しその区域内の事業者への取組みとして求めている内容は、積極的な広報活動や、事業者の主体的な取組を促進するための相談対応等の支援策である。

したがって、県が講ずべき施策は、個人情報の取扱いに関して支援を必要とする事業者に対して適切な支援を行い、自主的な取組みを促すことである。

そこで、今後も「登録」という手法を支援策の一つとして採るべきかについて検討を行ったが、「登録」には上記のような課題があり、事業者支援を推進するための手法としては、登録制度よりも、むしろ情報提供、相談、研修などの充実によるべきであると考えられる。

2 神奈川県における事業者支援のあり方について

(1) 事業者支援の基本的な考え方

- ・ 県内には約 15 万から 20 万の事業者が存在すると推定されているが、大規模な企業から個人事業者まで、その事業規模や事業形態は多様であり、個人情報取扱いについても十分な体制を整えることができる事業者から、支援を必要とする事業者まで様々である。
- ・ 県が採るべき基本姿勢は、民間にできることは民間に任せ、個人情報保護法及び基本方針の求めに応じて、支援を必要としている事業者に対して必要な支援を行い、事業者による個人情報保護の自主的な取組みを促すことであると考えられる。
また、支援にあたっては、個人情報保護法の義務規定の適用の有無、事業規模や事業形態などを問わず、個人情報取扱いに関して支援を必要とする事業者を対象とすることで、県内事業者全体の意識啓発に繋げていくことが求められる。

(2) 情報提供・相談について

- ・ 行政による情報提供や相談に対する事業者のニーズは非常に高く、県が担うべき役割としても適切であることから、今後の事業者支援策として充実すべきである。
- ・ 個人情報に関する事故のうち、事業者に共通して周知すべき事例などは、ホームページで積極的に情報提供していくなど、ホームページの充実を図るべきである。
- ・ 個人情報保護法では、事業者に対する監督にあたって、主務大臣制を採用し、各大臣が所管事業分野ごとに事業者に対する報告聴取・助言・勧告及び命令を行う権限を規定し、この権限が地方公共団体に移譲されている場合には、事業者への指導は当該地方公共団体の長等が行うとされている。県においては 50 以上の法令所管課が、事業者に対する許認可等の権限に基づき指導等にあっており、事業者に対する情報提供や相談等を効果的に行うためにもこれら所管課との連携を強化すべきである。

(3) 研修について

- ・ 行政による研修に対する事業者のニーズも高いものがある。
ただし、個人情報保護に関する研修は、最近では民間でもかなり実施されているため、官と民の役割分担には留意しながら充実すべきである。
- ・ 県が行うべき研修としては、個人情報の取扱いに関する留意事項や事故発生の事例紹介など基礎的なものや、民間の研修内容ではニーズに合わない事業者等に配慮したものなどが考えられる。
また、個人情報の取扱いに関する事業者全体の底上げを図るという観点から、民間の研修受講に係る諸負担が困難な事業者を含め、個人情報の取扱いに関して支援を必要としている事業者が幅広く研修を受講することができるよう、様々な手法を検討すべきである。

- ・ 個人情報保護に関する取組姿勢を県民に対して PR することを希望する事業者もいることなどから、研修の受講を証する受講済証等の交付についても、必要に応じ検討すべきである。
ただし、この場合においては、当該受講済証の交付が、県が事業者の個人情報の取扱いを認証等するものではないことについて、県民に誤解を与える事業者が現れないように目を配る必要がある。

3 県民、事業者を対象とした総合的な施策について

(1) 県民への情報提供・普及啓発

- ・ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという個人情報保護法の目的の一層の定着に向け、個人情報保護制度の県民への普及啓発、事故防止のための注意喚起など、適切な情報提供を行うことが望ましい。まずは県ホームページの充実など、実施可能な手段から取り組むべきであると考えられる。
- ・ また、個人情報の保護、あるいは自己の情報の流れをコントロールするという考え方は、未だ県民への浸透が十分であるとは言えず、県民の現実の意識との間に乖離もある面が見られることから、自分の情報には主体的に向き合い自分で守らなければならないということを、県民にも普及啓発していく必要がある。

(2) 苦情相談、苦情の処理のあっせん

- ・ 苦情相談、苦情の処理のあっせんについては、平成2年の条例施行以来実施しているところであるが、平成17年に全面施行された個人情報保護法は、苦情処理を特に重視しており、今後も適切に取り組むべきである。
また、苦情相談を行いたい県民にとってより分かりやすいものとなるように、個人情報保護所管課と消費生活行政所管課との役割分担、連携強化などに留意すべきである。

(3) 不適正な事業者に対する指導監督

- ・ 個人情報の取扱いが不適正である事業者に対しては、個人情報保護法に基づく、事業者が行う事業を所管する主務大臣としての監督権限の行使や、条例に基づく知事の調査、勧告、公表による是正が用意されている。
これらは、あくまでも最後の手段であるが、不適正な事業者に対しては、指導監督等権限も適切に行使する必要がある。

(4) 総合的な取組みの推進

- ・ 事業者による個人情報の取扱いに関する県民の安心感を確保するためには、事業者に対する支援のみならず、県民に対する情報提供・普及啓発の充実、苦情相談・苦情の処理のあっせん、個人情報保護法・条例に基づく指導等の適切な実施、その他必要と考えられる施策に総合的に取り組む必要がある。

資 料

資料1 個人情報取扱業務登録制度の現状

(1) 個人情報取扱業務登録制度の概要

- ・名称： 個人情報取扱業務登録制度（通称：PD マーク制度）
- ・導入時期： 平成2年10月1日の神奈川県個人情報保護条例施行と同時
- ・根拠： 神奈川県個人情報保護条例第48条～53条
- ・概要・目的： 事業者が行う個人情報の取扱いの概要を個人情報を取り扱う業務ごとに県に登録し、県民に明らかにすることにより、個人情報収集したときの取扱いの範囲を超えて利用されること等に対する県民の不安感を軽減するとともに、事業者の個人情報の適切な取扱いを促すことを目的として創設された。

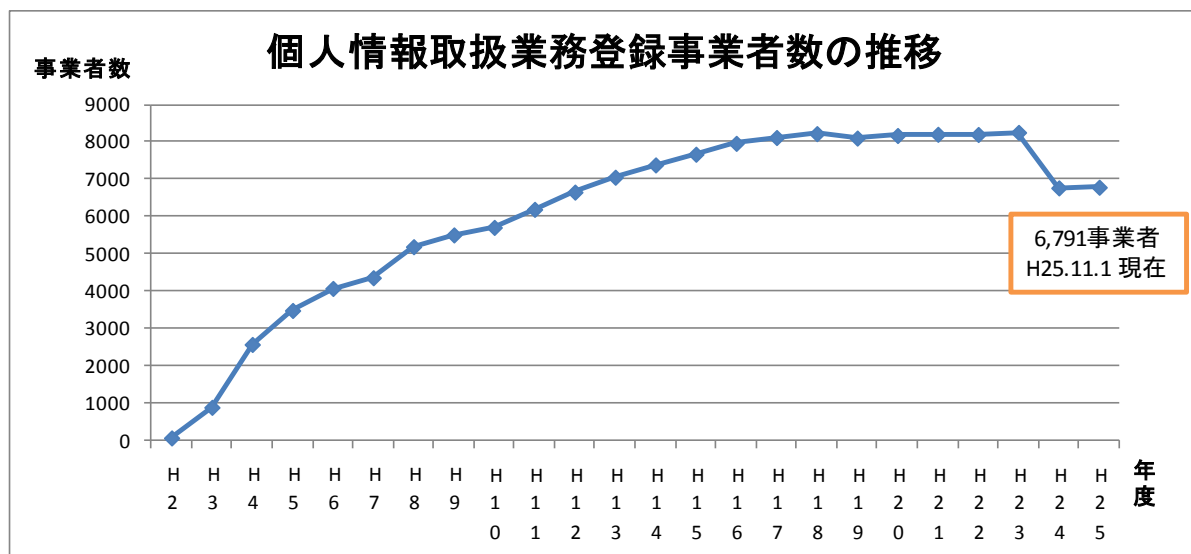
県民は、登録制度により、事業者の自主的な努力を評価する機会を得ることとなり、県民と事業者との間において、事業者の「個人情報の取扱い」の社会的なルール化が図られることが期待された。

(2) 個人情報取扱業務登録制度の運用状況

① 登録事業者数及び登録業務数（平成25年11月1日時点）

- ・登録事業者数： 6,791事業者（県内6,589事業者、県外202事業者）
- ・登録業務数： 12,081業務（県内11,805業務、県外276業務）

② 登録数の推移



③ 業種別の分布

制度開始以来、今までに登録のあった事業者で特に件数が多いものとしては、「不動産取引業者」「設備工事業者（水道工事業者）」「社会保険、社会福祉」が挙げられる。

④ 登録事業者への支援・フォローアップ状況

登録事業者の自主的な取組みをサポートするとともに、業務登録制度の実効性を向上させるため、平成20年度より毎年、登録事業者向けの無料研修事業を行っている。

⑤ 制度の普及・周知状況

個人情報取扱業務登録制度を実施しているのは、神奈川県と山梨県のみである。

また、神奈川県が平成19年度にe-かなフレンズを対象に実施したアンケートによれば、制度を「知っている」と回答したのは26%にとどまり、一般県民の周知度は更に低いと推測される。

資料2 諮問書（個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について）

情 公 第 5 号

平成24年9月6日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について（諮問）

神奈川県個人情報保護条例に基づく「個人情報取扱業務登録制度」は、平成2年10月1日の条例施行以来、およそ22年が経過しておりますが、個人情報保護法の施行等により、個人情報取扱いに関する「標準的・社会的ルール」の形成やプライバシーマーク制度の普及など、業務登録制度を取り巻く環境は大きく変化しております。

この間、平成22年には貴審議会の前身である神奈川県個人情報保護審議会から、業務登録制度のあり方について抜本的な検討が必要であるとの答申をいただいているところです。

そこで、個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について、貴審議会の御意見を賜りたく、神奈川県個人情報保護条例第60条の規定に基づき、諮問いたします。

資料3 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿（第2期）

（敬称略、五十音順）

	石井 夏生利	筑波大学大学院准教授
	磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院教授
	上野 賢美	神奈川県中小企業団体中央会かながわ女性経営者中央会会長
○	小幡 純子	上智大学法科大学院教授
	塩入 みほも	駒澤大学准教授
	鈴木 和夫	神奈川県社会福祉協議会 理事・事務局長
	沼野 伸生	(株) 沼野 Associates 代表取締役
	林 義亮	神奈川新聞社 編集局長
◎	藤原 静雄	中央大学法科大学院教授
	前田 一	弁護士（横浜弁護士会）
	松崎 嘉子	神奈川県消費者団体連絡会 幹事
	柳川 秀史	神奈川県立高等学校PTA連合会 前会長

◎は会長、○は副会長

資料4 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会開催経過

会合	開催日	内 容
第1回	平成24年9月13日	○ 神奈川県知事から当審議会に「個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について」諮問があり、第1回の審議を行った。
第2回	平成24年11月8日	○ 第1回の審議に引き続き、制度見直しの基本的な考え方等について、審議を行った。
第3回	平成25年1月17日	○ 制度見直しに関するこれまでの審議の状況に基づく中間報告案の作成に向けて審議を行った。 ○ 今後のスケジュール等について検討を行い、制度の具体的な運用方法等について審議を行った。
第4回	平成25年3月21日	○ 制度見直しに関する中間報告案についての取りまとめを行うとともに、第3回の審議に引き続き、制度の具体的な運用方法等について審議を行った。
第5回	平成25年5月16日	○ 制度見直しに関する中間報告への意見募集結果や事業者へのアンケート結果、これまでの審議内容等を踏まえ、事業者登録制度の意義などについて再整理を行った。
第6回	平成25年7月11日	○ 制度見直しに関する中間報告への意見募集結果や事業者へのアンケート結果、これまでの審議内容等を踏まえ、事業者登録制度の意義などについて再整理を行った。
第7回	平成25年9月26日	○ 答申素案について審議を行った。
第8回	平成25年11月14日	○ 答申案について審議を行った。